

家族従業員でもアルバイトでも お給料を払えば

あなたも **源泉徴収義務者** です

商工会へお給料の報告をしていただく時期となりました。みなさん、この報告がどんな義務に基づき、おこなわれているものかご存知ですか？

## 所得税の源泉徴収義務

給与の支払があれば、実際に従業員から徴収した・しないにかかわらず、徴収金額に相当する金額を事業主が納付しなければならないという義務が生じています。源泉徴収が必要かどうか、源泉徴収税額表でご確認下さい。(税額表が必要な方は、商工会へご連絡下さい。)

～納付をしなかった場合～

不納付加算税(納付税額の5%または10%)や延滞税(申告期限から2ヶ月以内なら年7.3%、2ヶ月経過後は年14.6%)などの税務上の罰金が課されてしまいます。たった1日遅れただけでも罰金が課せられるので納付期限は厳守しましょう。

## 給与支払報告書の提出義務

市区町村へ提出する給与支払報告書は、在職・退職に関わらず、給与を支払った全員分を事業主が提出しなければなりません。

～提出をしなかった場合～

提出すべき給与支払報告書を提出しなかった場合、又は虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した場合、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金が課せられます。

## ～年末調整のお知らせ～

税務署から年末調整の資料の入った茶封筒が届いているかと思います。従業員さん(家族従業員さんも)の生命保険・健康保険・国民年金また住宅ローンなどの控除証明書等と一緒に、**12月9日(金)**までにお持ち下さいますようお願いいたします。

## ・・・年末調整をするにあたって・・・

前年より雇用されている従業員さんの扶養者等の内容変更、新規雇用されている従業員さんの情報、中途退職者がありましたら、お知らせいただきますようお願い致します。

**また、12月にお支払いになる給料、賞与がお決まりになりましたら、お早めに商工会へご報告下さい。**